平成２３年（フ）第５６号
三重県松阪市田村町458番地19　三晃ビルＴＡＭＵＲＡ201
債務者　池田　信博
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５７号
三重県松阪市大津町1099番地
債務者　橋本有加里
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２１号
京都府福知山市東羽合町97番地の１マンション・ユニ107号
債務者　百田　守孝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
和歌山県御坊市島619番地　ハイツＳＨＩＭＡ　１－１号室、住民票上の住所和歌山県御坊市島619番地
債務者　木下友美子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１９号
北海道岩見沢市美園５条３丁目３番３―203号　ロリエみその203
債務者　鎌田　太吾
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２０号
北海道岩見沢市美園５条３丁目３番３―203号　ロリエみその203
債務者　鎌田加奈子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１６号
新潟県上越市北城町１丁目７番６号　コーポ楚山100号
債務者　金森　秀仁
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第８４７号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟304号
債務者　石川　広光
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１０号
名古屋市中区栄４丁目15番14号　栄ハイホーム611号
債務者　本明　信清
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０１７号
名古屋市西区木前町89番地　リヨーズマンション105号
債務者　江﨑　富**隆**
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５号
香川県高松市植松町274番地　県営住宅植松団地12号棟303号室
債務者　川口二美江（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４２号
香川県さぬき市長尾東942番地３
債務者　藤井　俊文
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５４号
長崎県諫早市福田町3097番地８　コーポ池田２号、前住所長崎県大村市陰平町1001番地
債務者　小峠　淳子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
長崎県諫早市高来町金崎567番地
債務者　野副喜佐恵
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
長崎県諫早市津水町51番地
債務者　今里　美樹
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷316番地
債務者　深谷　秀美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
長崎県諫早市船越町887番地　エステートサトウⅠ　103号、前住所長崎市油木町50番地62
債務者　岩尾　耕造
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係